



(15) 表

面には判読不能の焼印が二ヵ所に施され、この札の使用者名が記される。(17)は曲物の底板である。側面三ヵ所に側板を留めていた木釘が残存する。墨書は曲物ごと販売していた商品の店名であると思われる。(18)は荷札とみられ、上方に穿孔が認められる。表面に日付と本遺跡地である「万町」の焼印が施される。裏面は不明瞭であるが、「宿」の字がみられることから、荷の届け先が記されていた可能性があろう。また、左側面にも墨書がみられる特異な札である。(19)は、右辺の一部以外周囲を欠損するが、荷札とみられる。片面に名字とみられる人名が墨書される。

なお、糺説にあたっては、中央区教育委員会の清水聰氏のご教示を得た。

9 関係文献

日本橋一丁目遺跡調査会『日本橋一丁目遺跡』(一〇〇三年)

仲光克顕「江戸、日本橋における町屋の様相」(坂詰秀一先生古希記念論文集『考古学の諸相』II、二〇〇六年)

(仲光克顕(中央区教育委員会))



(東京東北部)

日本橋二丁目遺跡は、日本橋から約二五〇m南に位置し、約一〇〇m西には中央通り(旧日本橋通り)が南北に展開する。当該地は、

天正一八年(一五九〇)の徳川家康入府後に形成された入堀の一角にあたる。寛永一五年(一六三八)には

幕府奥医師久志本氏が拝領しているため、少なくともこの頃には埋め立てられていたのであろう。久志本家拝領後、程なく町人に貸地

東京・日本橋二丁目遺跡

にほんばしにちょうめ

1 所在地	東京都中央区日本橋二丁目
2 調査期間	一九九九年(平11)一月～二〇〇〇年一月
3 発掘機関	日本橋二丁目遺跡調査会
4 調査担当者	仲光克顕
5 遺跡の種類	都市跡(町屋)
6 遺跡の年代	近世・近代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

され、通二丁目新道の町屋として幕末に至った。調査面積は約八〇〇m²である。

調査の結果確認された生活面は一〇面を数える。生活面は標高〇・五mから三mまで堆積しており、入堀の埋め立て後にかさ上げが繰り返されたことが窺われる。第一面から第一〇面及び入堀を含めて三〇八基の遺構が検出された。主な遺構は、下水木桶や直角に繋がる下水枝樋、穴蔵、竈、礎石建物、胞衣埋納遺構などである。調査地は、近代の地図資料などから、下水木桶により区画されていた可能性がある。また、遺跡が低地に立地することもあり、陶磁器、瓦類のほかに、多量の漆器や箸も出土した。本遺跡は、大きくなり堀、久志本家屋敷、町屋と年代を追つて土地の利用状況を区分できる。このことは、日本橋の大通り裏手における町屋の土地利用の状況を知る手掛かりとなろう。

木簡は、二七四号入堀（三點）、第九面（二六五七年の明暦の大火灾頃）の遺構外（一点）、第八面（一七世紀前葉から一七五〇年代頃）の一八一号穴蔵（三點）、二七六号井戸（三點）・一二五号土坑（三點）・遺構外（二点）、第一

二七四号入堀は、北西から南東に延びる極めて大規模な入堀とみられる掘り込みで、確認できた規模は東西四〇m南北一〇・八m、最大深さは四・二四mに及ぶ。断面を左右対称と仮定するならば、入堀全体の北側三分の一程度が確認されたことになる。第一〇面以下の生活面は、すべてこの入堀を埋め立てた跡に構築されたものである。なお、この入堀の埋め立ては、入堀を描いた絵図の残る寛永九年（一六三二）から、埋め立て地を幕府御殿医の久志本式部が拝領したことが知られる寛永一五年までの七年前後の間に行なわれたとみられる。

第八面の二七六号井戸は、木桶により上水が供給されていた上水井戸。筒状の井戸桶二段からなり、三本の木桶が接続する。開口部の直径は〇・七四～〇・七六m、底部径〇・七六m、深さは一・三五mを測る。二二五号土坑は、東西一・九二m南北一・六六m深さ〇・六二mの不整形の土坑。黒色粘質土を主体とし、多数の木片を含む。

第六・七面の一八一号穴蔵は、東西一・八一m南北一・一六m深さ一・三五mを測る。第六面の二二三号土坑は、東西一・七〇m南北一・五二m深さ〇・七七mで、多量の木製品を含む。一九三号土坑は、東西一・八〇m南北〇・九〇一・二m深さ〇・一三mを測る。一七七号土坑は、東西一・四〇m南北一・四〇m深さ〇・九一mの

る。

隅丸長方形の土坑。ゴミ穴であろう。一六九号井戸は、筒状の一戸の井戸桶をもつ井戸。開口部の直径は一・四四m底部径一・二八m深さ一・一〇mを測る。上水木桶が接続していた痕跡はなく、溜井戸であろう。

第一面の二号穴藏は、東西一・七四～一・七八m南北一・七四～一・七六mのほぼ正方形を呈し、深さは〇・九mを測る。南西側の底面には直径〇・五m深さ〇・六mほどの埋桶が検出された。

8 木簡の积文・内容

調査区遺構外一括

〔大梅1〕

145×(69)×5 061

〔五大力カ菩薩〕

170×37×5 011

〔清原御石〕(他二モ墨痕アリ)

径80×厚7 065

二七四号入堀

(4)

□
□
□
□
□
〔長カ〕

径(354)×厚8 061

〔若彦左様□ 本田□右衛門〕 157×(33)×3 081
・「○□□□半□」 (172)×60×4 019

・「○相一□□□□」

・「○山□半□」
第九面遺構外

・「○久志本内」

・「○中村長兵衛」

197×44×7 011

第八面遺構外

〔横倉石仲様〕

□□□□□□□□

〔松田次左衛門〕 219×64×5 011

〔り□ れ□〕

43×55×11 011

第八面一七六号井戸

(1)

〔大梅1〕

145×(69)×5 061

〔五大力カ菩薩〕

170×37×5 011

〔清原御石〕(他二モ墨痕アリ)

径80×厚7 065

二七四号入堀

(4)

□
□
□
□
□
〔長カ〕

径(354)×厚8 061

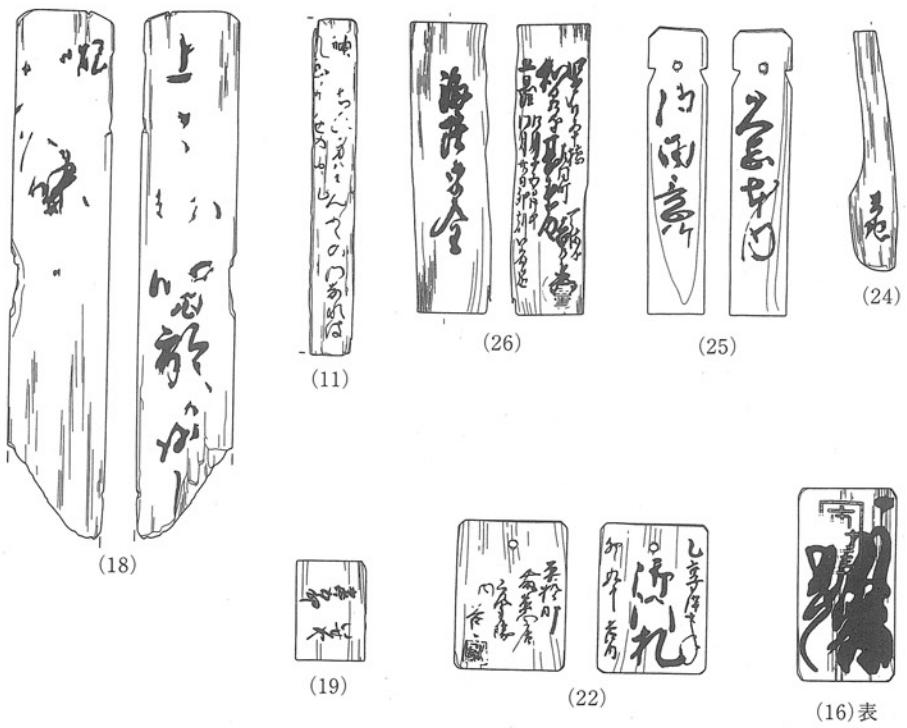
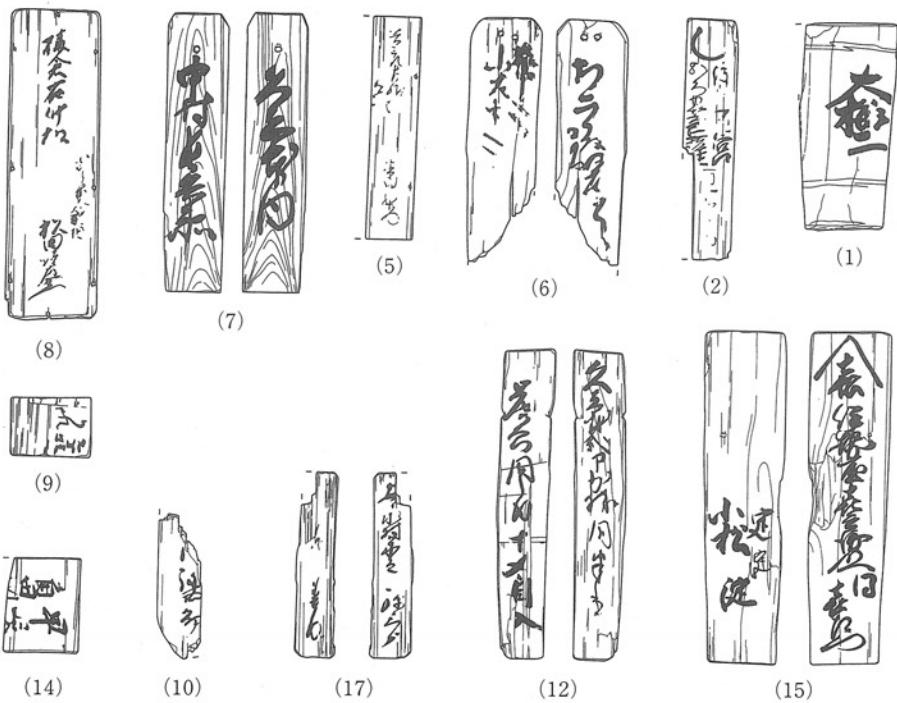
(10)

〔□弥二郎〕

(102)×(31)×4 059

〔□□□□□□□□身ハ□んふくの物なれば〕

238×(31)×3 081



- (12) • 「▽久志本式部少輔内半□」
・「▽ 差御公用之内十貫田入」
第八面三三五号土坑
219×39×7 032
- (13) 「納豆□」
(14) 「角早田□川」
直径159×厚3 061
- (15) • 「(田印)伊勢屋喜兵衛様同喜左二門」
小松淀
235×57×5 011
- (16) • 「(焼印)り落市村座」
り落
137×69×9 011
- (17) • 「□市村座□ 弥二郎」
□□□□
133×29×4 011
- (18) • 「上□□□□□□□□」
・「□□□□味□」
第六面一一三号土坑
(376)×68×4 019
- (19) 「□尋い五ノセ□郎や」
直径(147)×厚3 061
- (20) 「法□」
49×71×10 011
- (21) 「□□□松町」
直径282×厚7 061
- (22) • 「乙享保廿年○御門札卯九月荷物」
平松町
○藤右衛門店
彦兵衛(焼印)
内荷物□□
106×76×8 011

(23)



花□□
□□

第一面一号穴藏

(24)



「□□」

(25) 「▽▽。久志本内」

・「▽。御留意□」

(26)

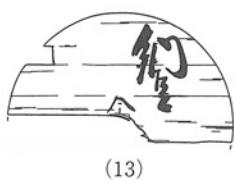
・「江戸日本橋
和泉屋甚兵衛殿
荷渡
四月十五日月□
四月廿日卯刻御宿迄
左内町
天海分 (花押)
土田左衛門□ (焼印)

204×41×11 032

169×34×5 061

径(47.2)×厚20 061

(1) は樽の側板である。樽には梅が容れられていたものと思われる。
(2) は荷札とみられ、左下が欠損する。(3) は曲物の蓋とみられ、中央に粗い穿孔が認められる。「御石」とあることから、碁石容れであったのかもしれない。(4) は樽の蓋とみられるが、四分の一程度の残存である。(5) は荷札とみられ、左側が全体に欠損する。右側には穿



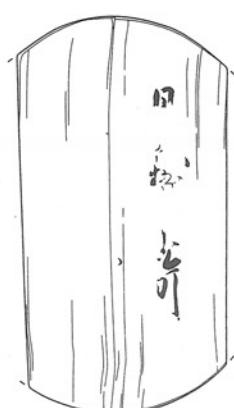
(13)



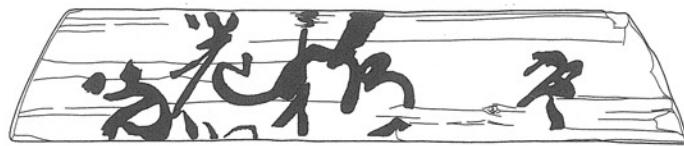
(20)



(4)



(21)



(23)



(3)

孔が二ヵ所認められる。(6)も荷札とみられ、上部に二ヵ所穿孔が認められる。(7)も荷札であり、表面に「久志本内」と当該地の押領者が記される。(8)も荷札であり、札の周囲に八ヵ所穿孔が認められる。判読はできなかつたが、町名とみられるもの及び荷の受取り人、差出人が記される。(9)は性格不明の木製品である。文字にはならないが、裏面にも絵柄が墨書される。(10)は荷札とみられるが、左側の一部が遺存するのみである。(11)も荷札とみられるが、左側が大きく欠損する。(12)も荷札である。表面には、土地押領者及び受取人名が記され、裏面には荷の数量などが記される。(13)は納豆が容れられたいた曲物の蓋とみられ、二分の一弱が欠損する。(14)は荷札の可能性があるが、木取りが他のものと異なり、比較的薄いため、判然としない。(15)は荷札である。表面に荷の送り主の屋号(「二」に「甚」)や商人名が認められる。裏面の名は荷の受取人と思われる。(16)は市村座の芝居入場券で、切落しという大衆的な観客席の札である。丁寧に角の面取が施され、表面には「市村座」の焼印及び「きり落」の墨書きが、裏面にも「きり落」の墨書きがみられる。(17)は上端の一部を欠損する。性格は不明であるが、(16)であげた市村座に関連するものである。(18)は比較的大型の荷札と思われる。下端部を欠損する。(19)は荷札とみられるが、(14)同様木取りが異なり、また側面の二ヵ所に釘孔がみられる。商人名が記される。(20)は曲物の底板である。内容物ないしは商店名などが記されていると想定されるが、判読できなか



(12) 表

った。(21)は樽の蓋とみられ、部材中央部のみ遺存する。町名が認められる。(22)は表面に「御門札」とあることから、武家屋敷や商店などに出入りするための許可証と思われる。表面の日付は有効期間の可能性があり、裏面には店名と商人の名前、焼印が認められる。(23)は樽の底板とみられ、四分の一程度が遺存する。(24)は切り匙または蒲鉾板とみられる。(25)は荷札で、表面に土地押領者である「久志本」の名がみられる。(26)も荷札である。表面には町名及び送り主の名、花押及び焼印が認められ、加えて受取人と荷渡しの期日などが記される。「和泉屋甚兵衛」は現東京都中央区発祥の運送会社「日本通運」の前身にあたる飛脚問屋とみられる。

なお、祝読にあたつては、中央区教育委員会の清水聰氏のご教示を得た。

9 関係文献

日本橋二丁目遺跡調査会『日本橋二丁目遺跡』(2000年)

仲光克顕「中央区 日本橋二丁目遺跡の調査」(江戸遺跡研究会会報)八七、二〇〇二年)

(仲光克顕(中央区教育委員会))